

2024年12月27日
町田市監査委員決定

2025年（令和7年）監査計画

1 基本方針

2025年は、町田市監査基準に基づき、監査対象に係る内部統制の状況やリスクの重要度を考慮した上で監査資源を重点的に配分し、効果的かつ効率的に監査等を実施します。

監査等の実施に当たっては、市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを市民の視点に立って確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するよう努めます。

また、違法、不当の指摘にとどまらず、市の行政経営の合理性、妥当性の向上を目指して意見を述べます。

2 実施予定の監査等の種類

（1）定期監査・工事監査（地方自治法第199条第1・2・4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施します。

（2）財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金等の財政的援助を行っている団体等（出資団体、補助金交付団体、公の施設の指定管理者）を対象に出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施します。

（3）決算審査

2024年度決算を対象として審査を実施します。

ア 一般会計・各特別会計（地方自治法第233条第2項）

決算その他関係諸表の計数が適正なものになっているか検証するとともに、予算執行及び財産管理の状況について審査します。また、各事業が地方自治法の趣旨に沿って行われているかについて検討し意見を付します。

イ 公営企業会計（地方公営企業法第30条第2項）

決算計数が適正なものになっているか検証するとともに、各公営企業の経営成績及び財政状態について審査します。また、経済性を発揮し、あわせて公共の福祉を増進するように運営されているかについて検討し意見を付します。

（4）基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

2024年度の特定の目的のために定額の資金を運用するための基金の運用状況を対象として、基金の運用状況を示す書類の計数が正確なものになっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施します。

- (5) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

財政健全化法に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率が適正に算定されているかについて審査を実施します。

- (6) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月例日を定め、各会計の現金の出納を検査します。

- (7) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要と認めるときに監査を実施します。

3 監査等の実施体制

監査等の実施体制は、班体制とします。

なお、班の編成については、別に定めます。

4 監査等の実施予定時期

監査等の種類	実施予定期間	対象
定期監査	2025年1月～3月	総務部、防災安全部
	2025年3月～6月	市民部、道路部
	2025年8月～12月	政策経営部
定期監査（工事監査）	工事の内容及び進捗状況を勘案して選定	
財政援助団体等監査	2025年8月～11月	事業内容、財政的援助の実績、出資比率、過去に実施した監査の時期や内容等を勘案して選定
決算審査	2025年6月～7月	一般会計及び特別会計 （国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、鶴川駅南土地区画整理事業会計） 公営企業会計 （下水道事業会計、病院事業会計）
基金運用状況審査	2025年6月～7月	土地開発基金ほか4基金
健全化判断比率等審査	2025年6月～7月	健全化判断比率 資金不足比率
例月出納検査	原則毎月27日	一般会計、特別会計、公営企業会計の現金出納事務
随時監査	2025年1月～12月	監査委員が必要と認めたとき